

令和 7 ・ 8 年度

足寄町競争入札参加資格審査申請（物品役務）の手引き

－物品の売買・物品の賃貸借・製造の請負・役務の提供－

令和 6 年 1 2 月

足寄町

目 次

はじめに	1
第 1 資格審査申請に当たっての留意事項	2
1 受付期間	2
2 郵送先	2
3 資格の有効期間	2
4 審査基準日	2
5 共通資格要件	2
6 資格の種類ごとの要件	3
7 資格審査の結果	4
8 資格の消滅	4
第 2 提出書類について	5
第 3 記載要領及び書類説明	6
1 足寄町競争入札参加資格審査申請書（物品役務）【様式 1】	6
2 足寄町競争入札参加資格審査申請書（物品役務）付票【様式 2】	6
3 委任状【様式 3】	7
4 申請資格確認票【様式 4】	7
5 資格要件（営業許可・資格者等）確認票【様式 5】	7
6 保有営業許可等一覧【様式 6】	7
7 営業経歴書【様式 7】	7
8 従業員名簿【様式 8】	7
9 技術者名簿【様式 9】	8
10 印刷工場内部見取図【様式 10-1】及び印刷設備調書【様式 10-2】	8
11 誓約書【様式 11】	8
12 法定保険加入状況一覧【様式 12】	8
13 道内営業所一覧【様式 13】	8
14 登記事項証明書	8
15 身分証明書	8
16 営業証明書	8
17 許可証・免許等の写し	8
18 損益計算書及び貸借対照表の写し	8
19 確定申告書の写し	9
20 納税（完納）証明書	9
第 4 申請内容の変更について	9
別表 1 営業品目分類表	10
I 物品の売買契約等	10
II 役務の提供に係る契約	13

はじめに

この申請手続きは、令和 7 年度及び令和 8 年度に足寄町が実施する物品の売買、物品の賃貸借、製造の請負及び役務の提供に係る競争入札や見積合わせ（随意契約）に参加を希望する方の資格の有無をあらかじめ審査するものです。資格審査の結果、資格があると認められる場合、令和 7 年度及び令和 8 年度の競争入札参加資格者名簿に登録されます。

申請書を記入の際は、この手引きをよく読んで、誤りや記載漏れが無いことをご確認のうえ提出してください。

なお、資格を有することにより、自動的に、又は直ちに発注があるということではありません。

この手引き及び申請書は、**物品役務等**の資格審査を申請するためのものです。

申請書	契約の種類	資格の種類	
物品役務等	物品の売買契約	物品	
	物品の賃貸借契約		
	製造の請負契約		
	役務の提供に係る契約	警備業務	給食搬送業務
		建築物清掃業務	公園維持業務
		ボイラー等運転操作業務	浄化槽管理業務
		電気保安全管理業務	下水道処理施設運転業務
		消防設備点検業務	車両点検修理業務
		バス運行業務	その他業務

物品役務等以外の資格審査を申請する場合は、別に申請が必要です。

第1 資格審査申請に当たっての留意事項

1 受付期間

- ☐ 定期申請 令和7年2月1日から令和7年2月28日まで（郵送可 消印有効）
- ☐ 随時申請 令和7年4月1日から令和9年1月31日まで（郵送可）

※競争入札参加資格審査申請については、定期申請及び随時申請共にできるだけ郵送でお願いします。

2 郵送先

〒089-3797 北海道足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1

足寄町役場 総務課契約財産室

TEL 0156-28-3853（内線342） FAX 0156-25-2488

- ※注1 定期申請においては、受付期間を厳守してください。締め切り間近は大変混み合いますので、早期申請のご協力をお願いします。なお、定期申請の受付期間を過ぎた場合は、随時申請での受付となります。
- ※注2 受領書が必要な場合は各自で用意してください。受領書の送付を希望する場合は、必要な額面の切手を貼った返信用封筒又はハガキを同封してください。
- ※注3 申請書記載内容の誤り、添付書類の不足・誤り等があった場合に、書類の内容についての説明や再提出を求めることがあります。

3 資格の有効期間

- ☐ 定期申請 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
- ☐ 随時申請 入札参加資格名簿に登録された日（申請の翌月頃）から令和9年3月31日まで

4 審査基準日

- ☐ 定期申請 令和7年1月1日
- ☐ 随時申請 申請しようとする月の初日

5 共通資格要件

申請者は、次に掲げる要件を満たしているものとします。

- (1) 地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定（次に掲げる事項）に該当しない者であること。
 - ア 未成年者（ただし、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 足寄町町税
 - イ 消費税及び地方消費税
- (4) 足寄町暴力団排除条例（平成25年3月21日条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当する者でないこと。
- (5) 審査基準日現在において、申請しようとする資格の種類の事業を引き続き1年以上（製造は2年以上）営んでおり、直前1年間に当該業務の実績を有していること。

6 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりです。（各いずれも該当していること。）

資格の種類	資格要件
物品	① 印刷物の製造については、印刷物の製造に必要な印刷機を所有（リースも含む）していること。
警備業務	① 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に基づく警備業の認定を受けており、かつ、主たる営業所が北海道以外にある場合は、同法第9条の規定に基づく届出をしていること。 ② 機械警備については、警備業法第40条の規定に基づく届出をしていること。
建築物清掃業務	① 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の登録を受けていること。ただし、登録がない場合、建築物清掃業を引き続き1年以上営んでおり、当該業務の実績を有する場合については、この限りではない。 ② 清掃員が従業員の中に常時5人以上いること。
ボイラー等運転操作業務	① 従業員の中に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づくボイラー技士の資格を有する者が2人以上、ボイラー整備士の資格を有する者が1人以上いること。 ② 従業員の中に、消防法（昭和25年法律第186号）に基づく危険物取扱者免状の交付を受けている者が2人以上いること。
電気保安管理業務	① 従業員の中に、電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項の規定に基づく主任技術者免状の交付を受けている者がいること。
消防設備点検業務	① 従業員の中に、消防法（昭和25年法律第186号）第17条の6の規定に基づく消防設備士（免状の交付を受けた日から2年を経過している場合は、同法第17条の10の規定に基づく講習を受けた者に限る。）又は同法第17条の3の3及び昭和50年自治省告示第89号の規定に基づく消防設備点検資格者がいること。
バス運行業務	① 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定に基づく一般旅客自動車運送事業の許可を受けていること。 ② 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第52条の規定に基づく整備管理者の届け出をしていること。（届け出が必要な場合） ③ 従業員の中に、道路運送法第23条の2の規定に基づく運行管理者資格者証の交付を受けている者がいること。 ④ 従業員の中に、道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条の規定に基づく大型自動車第二種免許を有するものがいること。
給食搬送業務	① 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定に基づく一般旅客自動車運送事業の許可、又は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。 ② 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第52条の規定に基づく整備管理者の届け出をしていること。（届け出が必要な場合） ③ 従業員の中に、道路運送法第23条の2又は貨物自動車運送事業法第19条の規定に基づく運行管理者資格者証の交付を受けている者がいること。 ④ 従業員の中に、道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条の規定に基づく普通自動車を運転することができる免許を有するものがいること。
浄化槽管理業務	① 浄化槽保守点検については、北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年北海道条例第23号）第2条に規定する知事の登録を受けていること。 ② 浄化槽清掃については、足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成14年足寄町規則第34号）第9条に規定する一般廃棄物処理業許可証及び浄化槽清掃業許可証の交付を受けていること。
下水道処理施設運転業務	① 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条に規定する下水道処理施設維持管理業者登録簿の登録を受けていること。
車両点検修理業務	① 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第80条に規定する自動車特定整備事業の認証を受けていること。

7 資格審査の結果

(1) 資格審査の結果、資格を有すると認定した申請者は、「競争入札参加資格者名簿」へ登録されます。

※ 足寄町の公式ホームページ上でも名簿の公表を行っています。

(2) 資格要件に関する疑義が生じた場合や資格要件を満たさない場合は、申請者にその旨連絡します。

(3) 競争入札参加資格者名簿の登録番号は、受付時に交付する受付番号と同じ番号です。

8 資格の消滅

入札参加資格者が、次のいずれかに該当したときは、当該資格は予告なく消滅するものとします。

(1) 申請書等に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったことが判明したとき。

(2) 資格者が、本書第1-5及び第1-6の資格要件（税金に係る資格要件及び従業員の数に係る資格要件を除く。）を満たさなくなったとき。

第2 提出書類について

申請にあたっては、次表に掲げる書類を番号順に並べて提出してください。

○：必ず提出する書類 △：該当する場合提出する書類

並 順	提出書類	法人		個人		摘要
		物 品	役 務	物 品	役 務	
1	競争入札参加資格審査申請書（物品役務）	○	○	○	○	【様式1】
2	競争入札参加資格審査申請書（物品役務）付票	○	○	○	○	【様式2】
3	年間委任状	△	△	△	△	【様式3】 年間委任する場合
4	申請資格確認票	○	○	○	○	【様式4】
5	資格要件（営業許可・資格者等）確認票	－	△	－	△	【様式5】 役務の提供に係る資格（その他業務を除く。）の審査申請の場合
6	保有営業許可等一覧	△	△	△	△	【様式6】 審査申請の資格（営業品目）が、法令等の規定に基づく営業許可等が必要な場合
7	営業経歴書	－	○	－	○	【様式7】 役務の提供に係る資格の審査申請の場合
8	従業員名簿	－	－	○	○	【様式8】 代表者、家族従業員及び1か月以上の期間を定めて雇用している者を記入すること。
9	技術者名簿	－	○	－	○	【様式9】 役務の提供に係る資格の審査申請の場合
10	印刷工場内部見取図 及び 印刷設備調書	△	－	△	－	【様式10-1】【様式10-2】 印刷類を申請する場合
11	誓約書	○	○	○	○	【様式11】 全ての申請者
12	法定保険加入状況一覧	○	○	○	○	【様式12】 加入該当事業所でない場合も必要
13	道内営業所一覧	○	○	○	○	【様式13】 北海道内に支店等がない場合も必要
14	登記事項証明書（写し可）	○	○	－	－	申請書提出日前3か月以内に法務局から発行された履歴事項全部証明書
15	身分証明書（写し可）	－	－	○	○	申請書提出日前3か月以内に市区町村長から発行された代表者のもの
16	営業証明書（写し可）	－	－	○	○	申請書提出日前3か月以内に市区町村長から発行されたもの
17	許可書・免許等の写し	△	△	△	△	様式6に記載した営業許可・資格者等の許可書・免許等の写し
18	損益計算書及び貸借対照表の写し	○	○			審査基準日直近の1事業年度分
19	確定申告書の写し			○	○	審査基準日直近の1事業年度分
20	納税（完納）証明書（写し可）	○	○	○	○	申請書提出日前3か月以内に発行されたもの ①足寄町町税 （足寄町で課税されている者のみ） ②消費税及び地方消費税
21	返信用の封筒又はハガキ	△	△	△	△	郵送申請で受付受領書の返送が必要な場合。 ※必ず返信できる額面の切手を貼付してください。
22	前回申請の受付番号のある方	△	△	△	△	前回受付番号を申請者確認欄に記入してください。

※ 書類は、クリップ等でまとめて提出してください。（ホチキス留め及びファイル等で綴じる必要はありません。）

第3 記載要領及び書類説明

ア 様式中、「※」マークの付いた欄は足寄町で使用する欄ですので、記入しないでください。

イ 年月日表記は、西暦、和暦のいずれでも構いませんが、必ずどちらかわかるように明記してください。

(良い例：20××年12月11日、昭和60年3月3日、 悪い例：18年6月4日)

1 足寄町競争入札参加資格審査申請書（物品役務）【様式1】

ア 年月日…申請書を作成した日を記入してください。

イ 所在地…法人は本店の、個人はその本拠となっている所在地を記入してください。

ウ 商号又は名称…法人は登記されている商号を、個人は使用している屋号等があれば記入してください。

エ 代表者職氏名…法人は代表者の役職名と氏名を、個人は戸籍上の氏名を記入し、実印を押印してください。

オ 電話番号…代表する電話番号を記入してください。

【同意欄】

足寄町に納税義務がある場合、足寄町が発注する競争入札又は見積合わせ等の相手方として選定する際に、足寄町が町税の納税状況を確認することに同意するかどうかを選択する欄です。**同意しない場合は、町税に未納がないことがわかる申請日から3か月以内の完納証明を提出してください。**また、登録期間中に滞納の疑義が生じた場合は、改めて最新の完納証明の提出を求める場合がありますので、ご協力願います。

なお、納税状況が確認できない場合は、登録を取り消す場合があります。

2 足寄町競争入札参加資格審査申請書（物品役務）付票【様式2】

1 項 申請者**本店**の所在地、商号又は屋号等、代表者の職氏名、郵便番号、電話番号及びFAX番号を記入してください。

2 項 受任者がいない場合、記載の必要はありません。

ア 「受任者」とは、登録期間中、本店の代表者等から足寄町と契約を締結する権限を委任された者をいいます。

イ 受任者がいる場合は、別に委任状（様式3）の提出が必要です。

3 項 支店又は営業所等で、足寄町との業務連絡を担当する連絡先が、1 項又は2 項に記載した者のほかにある場合に記入してください。記載がある場合、足寄町から発する入札案内等は、この連絡先へ連絡します。記入がない場合は、2 項 受任者 → 1 項 申請者 を順に連絡先とします。

4 項 会社概要

ア 法人設立登記…法人は法人設立登記年月日を、個人は開業した年月日を記入してください。

イ 営業年数…審査基準日現在の営業年数を記入してください。（1 年未満は切り捨ててください。）

ウ 払込資本金…審査基準日現在の払込済みの資本金の額（千円単位）を記入してください。個人は不要です。

エ 消費税…消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく「課税業者」又は「免税業者」のいずれかを○で囲んでください。

オ 従業員数…審査基準日現在の全ての従業員（代表者を含む。）数を記入してください。

カ 直前決算日…直前の決算日を記入してください。

5 項 印鑑

ア 「実印」欄に実印（印鑑登録の印）を押印してください。

イ 「使用印」欄に、入札・見積、契約の締結、代金の請求等で使用する印を押印してください。

使用印が複数ある場合は、使用する可能性のある印全てを押印してください。

ウ 社内規定等により、実印が押せない場合は、実印の印影がわかる印鑑登録証明書（写し可）を添付してください。

3 委任状【様式3】

- (1) 「付票」【様式2】2項の説明のとおり、申請期間中に受任者がいる場合は必ず作成してください。
- (2) 必要事項が記載されていれば、本様式によらない委任状でも構いません。
- (3) 委任事項については、必要に応じて加除・修正して使用してください。

4 申請資格確認票【様式4】

審査を申請する資格をⅠ物品の売買契約等とⅡ役務の提供に係る契約に分けて、それぞれの欄に記入してください。両方希望する場合は、ⅠとⅡの両方の欄に記入してください。

- (1) Ⅰ物品の売買契約等については、資格の種類は全て「物品」になります。物品のうち、申請者が取扱いを希望する品目を、営業品目分類表（別表1）を参照し、当該コード及び営業品目（小分類名）を記入してください。

具体的取扱品目の欄には、取り扱う品目をできるだけ具体的に記入してください。

（良い例：診断用X線装置、内視鏡、人工呼吸器…、悪い例：医療用器具）

- (2) Ⅱ役務の提供に係る契約については、営業品目分類表（別表1）を参照し、審査を申請する資格の種類、コード及び営業品目を記入してください。

具体的業務内容の欄には、取り扱う業務内容をできるだけ具体的に記入してください。

営業年数は、審査を申請する資格（業務）の営業年数を記入してください。（1年未満は切り捨ててください。）

- (3) 登記証明書の目的欄の番号には、当該営業品目が登記簿上どの項目に該当するか、登記事項証明書の目的欄に記載されている番号を記入してください。（個人の場合は、記入不要です。）

5 資格要件（営業許可・資格者等）確認票【様式5】

役務の提供に係る資格（その他業務を除く。）は、足寄町として資格の種類ごとに必要な営業許可や資格者等を定めています。（本手引き3～4ページ参照）この確認票により、申請する資格（営業品目）が営業許可や資格者等の資格要件を満たしていることを確認し、該当するところに○を付けてください。（資格要件を満たさない場合は、当該営業品目の審査申請はできません。）
《注》資格の種類が「物品」及び「その他業務」の審査申請の場合は、作成不要です。

6 保有営業許可等一覧【様式6】

資格（営業品目）によっては、法令等の規定に基づき、営業許可等が必要なもの、又は従業員の中に資格者が必要なものがあります。そのような資格（営業品目）の資格審査を申請する場合、その保有状況を記入してください。

《注》該当のない資格（営業品目）の審査申請の場合は、作成不要です。営業許可・資格者等の許可書・免許等の写しを必ず添付してください。なお、資格者に関しては、同一資格につき1人分で結構です。

7 営業経歴書【様式7】

役務の提供に係る資格審査を申請する場合は、提出が必要です。（物品のみ希望する場合は不要です。）審査基準日の直前1年間に当該資格（営業品目）に係る実績を有している必要があります。

契約の相手方（足寄町、足寄町以外の官公庁、民間企業等）で区分し、該当する実績全てを記入のうえ、合計件数及び金額を記入してください。書ききれない場合や少額の場合は「その他」として一括して記入してください。

《注》資格の種類が「物品」の審査申請の場合は、作成不要です。審査基準日の直前1年間とは、直前の決算期1年間、又は申請しようとする月の前月までの1年間のいずれかとします。申請する資格（営業品目）ごとに1枚作成してください。

8 従業員名簿【様式8】（※個人事業者のみ提出が必要です）

- (1) 所在地、商号又は名称、代表者氏名 …… 申請書に記載した申請人の所在地等を記入してください。
- (2) 代表者（店主）、役職名（家族従業員） …… それぞれ個人ごとに氏名及び住所を記入してください。
- (3) 従業員 …… (3) 以外で、1か月以上の期間を定めて雇用している全ての従業員を記入してください。

9 技術者名簿【様式9】

役務の提供に係る資格審査を申請する場合、審査申請する資格に関わる、北海道内の支店等（本店を含む。）に勤務する技術者について、審査基準日現在で記入してください。

法令等の規定に基づく免許等を有していなくても、実務経験により技術職員として勤務している方も対象とします。

北海道外業者で、北海道内に支店等を有していない場合は、北海道内での稼働予定技術者について作成してください。

《注》資格の種類が「物品」の審査申請の場合は、作成不要です。支店等ごとに作成してください。

10 印刷工場内部見取図【様式10-1】及び印刷設備調書【様式10-2】

資格の種類が「物品」の審査申請のうち、大分類11印刷類を希望する場合は、作成してください。

11 誓約書【様式11】

すべての申請者において作成が必要です。

(1) 所在地、商号及び代表者氏名……申請書に記載した申請人の所在地等を記入してください。

(2) 印……申請書又は委任状に使用した代表者の実印を押してください。

12 法定保険加入状況一覧【様式12】

すべての申請者において作成が必要です。様式の注意書きをよくお読みのうえ、作成してください。（特に注意書きの4に関する加入状況がわかる書類の添付がなされていないことが大変多い状況となっていますので、ご注意願います。）

なお、申請書を窓口を持参する場合は、加入状況がわかる書類の写しの添付を省略し、加入状況が確認できる書類（写し可）の提示のみでも構いません。

13 道内営業所一覧【様式13】

すべての申請者において作成が必要です。北海道内の支店、営業所等について、作成してください。

該当が無い場合も、提出してください。（無に○をしてください。）

14 登記事項証明書（写し可）

申請者が法人の場合に提出してください。申請書提出日前3か月以内に法務局が発行した「履歴事項全部証明書」を提出してください。

15 身分証明書（写し可）

民法上の行為能力を特別に剥奪及び制限されていないかどうか（禁治産者や破産者等でないこと）を証明するために必要な書類です。申請者が個人の場合に代表者の分を提出してください。**申請書提出日前3か月以内に市区町村（代表者の本籍地）長が発行したものを提出してください。**

※ 運転免許証等での代用はできません。

16 営業証明書（写し可）

申請者が個人の場合に提出してください。申請書提出日前3か月以内に市区町村長が発行したものを提出してください。

17 許可証・免許等の写し

保有営業許可等一覧【様式6】に記入した営業許可・資格者等について、その許可証・免許等の写しを提出してください。なお、資格者については、同一資格につき1人分で結構です。

18 損益計算書及び貸借対照表の写し

申請者が法人の場合は、審査基準日直近の1事業年度分のものを提出してください。

19 確定申告書の写し

申請者が個人の場合は、次の書類を提出してください。

- ア 青色申告書を提出した方・・・確定申告書、資産負債調及び損益計算書
- イ その他の方・・・確定申告書、営業収支の状況が明示されている書類

20 納税（完納）証明書（写し可）

（1）足寄町町税

足寄町に対して納税義務のある者のうち、足寄町競争入札参加資格審査申請書（様式1）の同意欄に同意した者は、提出不要です。同意欄の同意がない者は、提出日から3か月以内に発行された、町税に未納がないことがわかる証明書（写し可）を提出してください。

～足寄町の完納証明について～

- ①完納証明書の請求窓口：住民課税務室（役場庁舎1階）
- ②手数料 300円
- ③本人以外の方が請求する場合は、委任状が必要です。
- ④完納証明についての問い合わせ先 住民課税務室 電話0156-28-3859（内線237）

（2）消費税及び地方消費税

ア 提出日から3か月以内に税務署から発行されたもの（写し可）を提出してください。

イ 納税証明書交付請求書中の証明書の種類は、「その3」（「その3の2」又は「その3の3」でも可）です。

第4 申請内容の変更について

資格の有効期間内に、次のいずれかに該当するときは、足寄町競争入札参加資格審査申請書変更届（物品役務）【様式14】にその事実を証する書類を添付して、届け出てください。（郵送可）

- （1）商号又は名称に変更があったとき。
- （2）組織に変更があったとき。（協同組合にあつては構成員に変更があったとき。）
- （3）代表者に変更があったとき。
- （4）所在地に変更があったとき。
- （5）電話番号に変更があったとき。
- （6）使用印鑑に変更があったとき。（追加、変更の場合は、新しい印影がわかるように変更後欄に押印してください。）
- （7）営業許可等に関する事項（単純更新を含む。）に変更があったとき。
- （8）有資格者に関する事項に変更があったとき。
- （9）その他、申請内容に変更があったとき。

別表 1 営業品目分類表

I 物品の売買契約等（物品の売買契約、物品の賃貸借契約、製造の請負契約）

資格 種類	営業品目				品目例
	大分類		小分類		
物品	10	オフィス用品	01	〇 A 機器・用品	汎用コンピューター、パーソナルコンピューター、ネットワーク関連機器、光学マーク読取装置、光学文字読取装置、プリンター・プロッター、コンピューター周辺機器、記録媒体（磁気テープ、光ディスク、フロッピーディスク等）、トナーカートリッジ類（リサイクル製品含む）、ソフトウェア（アプリケーション）、複写機、シュレッダー、印刷機、製本・紙折機、ファクシミリ、複合機等
			02	文房具事務用品・用紙類	文房具、P P C 用紙、用紙（上質・中質紙、模造紙等）、偽造防止用紙、複写感光紙、紙製品（画用紙、半紙類、既製帳票類、既製封筒、紙袋等）、電子文具（電卓、テーブルライター等）、製図用品等
	11	印刷類	01	活版印刷・オフセット印刷	頁物、帳票、封筒類、パンフレット・チラシ類、ポスター、製本等
			02	フォーム印刷	連続伝票用紙、帳票類、通知書類、圧着式三つ折り封筒・ハガキ等
			03	特殊印刷	シール・ラベル、スクリーン、カード類、偽造防止印刷、金属プレート印刷、地図、点字印刷、デジタルカラープリント（D P E、パソコンプリンタによるものを除く）等
	12	図書・教材類	01	図書	書籍、雑誌、地図、C D・D V D ソフトウェア等
			02	楽器・音源	楽器（付属品含む）、楽譜、C D・レコード・音楽 D V D 等
			03	学習・保育教材	教材・教育機器、理科実験器具、実習用機器、視聴覚教育機器、模型、標本、教材用映像（フィルム、C D、D V D）、保健室用品、保育用教材、玩具、陶芸用品等
			04	運動用品	運動用品、運動器具、レジャー用品等
	13	家具類	01	什器	鋼製什器（書庫類、ロッカー、机、椅子等）、木製什器（応接テーブル、ソファ等）、家具、図書館用什器、移動棚、調剤台、実験用什器、金庫等
			02	室内装飾品	じゅうたん・カーペット、カーテン類、ブラインド、簡易間仕切り等
			03	美術工芸品	彫刻、書画、レリーフ等
	14	繊維皮革類	01	衣料品	制服、作業衣、事務服、外勤衣、防寒衣、白衣、雨衣、体育衣、手袋類等
			02	寝具	布団、毛布、敷布、枕、座布団等
			03	帽子	制帽、作業帽、運動帽、ヘルメット等
			04	靴・皮革製品	革靴、作業靴・安全靴、ゴム長靴・防寒長靴、地下足袋、運動靴、病院用シューズ、カバン、テント等
	15	医療用品、理化学機器用品	01	医療用機械器具	生体検査機器（心電計、脳波計、内視鏡、超音波診断装置）、検体検査機器（血液成分分析、呼吸ガス分析等の血液・尿検査機器、遠心分離機等）、治療用機器（人工臓器、透析機器、超音波治療機レーザー・赤外線治療機器、リハビリテーション用機器、ペースメーカー、人工呼吸器、A E D 等）、放射線関連機器（X線撮影・断層装置、磁気共鳴診断装置等）、手術関係機器（麻酔、消毒含む）、調剤器具、看護器具、歯科用機器、機能訓練機器等
			02	理化学機械器具	分析機器（光、電磁気、電気化学ほか）、試験検査機器、環境測定機器、光学機器（顕微鏡、投影機等）、基本・誘動量計測定機器等
			03	計測機器	計量機器、測量機器、音響測定器、身長・体重計等
			04	医療用品・資材	医療用材料（衛生材料を含む）、歯科材料、介護用品、補装具、放射線防護用品、X線フィルム（現像用材料含む）等

資格 種類	営業品目				品目例
	大分類		小分類		
	16	産業機器類	01	産業用機械器具類	ボイラ、エンジン、ポンプ、クレーン、コンベヤ、産業用ロボット、送風機、冷凍機、油圧・空圧機器（ジャッキ等）、空調機器、し尿処理機械・部品、バケツ、自動車整備用機械、業務用洗濯機、動力伝導装置等
			02	工作用機械器具	旋盤、ボール盤、研削盤、フライス盤、プレス機械、切断機、圧延機、洗浄機器（洗浄機、洗浄装置）、溶接機・溶断器、測定器具（マイクロメータ、ゲージ類）、電動工具・雑工具（ネジ切り工具、ハンドタップ、スパナ等）、レーザー加工機、木工機械等
			03	建設用機械器具	ブルドーザ、ロードローラー、杭打機、削岩機、クレーン、グレーダ、パワーショベル、道路管理車両専用部品・装置等
			04	除排雪用機械器具	除排雪用車両、除雪機、融雪機器等
			05	農業用機械器具	トラクター、コンバイン、芝刈機、畜産用機器、噴霧機、刈払機、農機具等
	17	電気設備機器	01	家庭用電気器具	映像・音響（テレビ、レコーダー、ステレオ等）、空調暖房関係（エアコン、石油ストーブ等ガス以外のもの）、空調暖房関係（ガス用）、家事・調理（冷蔵庫、洗濯機、レンジ等）、照明器具（電球等照明、配線関係）、電源類（電池、バッテリー等）、掃除機・ポリッシャー等
			02	通信用機械器具	電話交換機、有線放送装置、テレビ・ラジオ放送装置、固定局・移動局通信装置、レーダー装置、ビーコン装置、方向探知機、情報伝達表示装置、ホットライン、館内放送放映設備、電話器、テレビ共同受信機等
			03	産業用電気機械器具	発電機器・変電機器、受配電設備、モーター、自動制御装置、空気清浄機、屋外照明器具、舞台照明器具、水道施設用発電機・ポンプ類、電磁流動計、超音波流量計、無停電電源装置等
	18	その他機器類	04	厨房等機械器具	流し台・調理台、調理用機器、食器洗浄・消毒機器、給湯関係機器、風呂釜等浴槽関係、冷凍・冷蔵関係、食器類等
			05	券売機・精算装置	券売機、両替機、料金精算装置、自動料金収納機
	19	工事・造園用材料類	01	アスファルト・生コンクリート	生コンクリート、アスファルト混合物、常温合材、乳剤、タール、再生アスファルト合材等
			02	セメント・骨材	セメント、汚泥固化用セメント、山碎石、火山灰、切込砂利、洗砂、岩ずり、舗装材、焼却炉用珪砂等
			03	コンクリート製品	道路用製品、陶管、煉瓦、ブロック、パイル、遠心力鉄筋コンクリート（ヒューム管）、鉄筋コンクリート管、コンクリート蓋等
			04	木材	木材、合板、竹材、丸太等
			05	鉄鋼・非鉄製品	鋼材（形鋼、丸棒等）、鋼管、鋼矢板、ガードレール、フェンス、ワイヤーロープ・金網、鉄線、鋼製バタフライ弁・仕切弁、その他鋼製弁類、螺旋式ギョウ伸縮管、鋼製ジョイント・ボルト、ラック（倉庫用）、燃料タンク等
			06	鋳鉄製品	直管・異形管、押輪・特殊押輪、鉄蓋、弁筐、水道用ボルト・ナット、バタフライ弁・仕切弁、空気弁、消火栓、ロート弁、逆止弁（制水扉）、割Ｔ字管、漏水防止金具、メーターマス、足かけ金物等
			07	給水装置材料等	非鉄水栓類、非鉄仕切弁、メーターソケット、サドル分水栓プラグ・シモク、仕切弁用シモク、コマ等、銅製品、制水弁筐、仕切弁筐、消火栓供用コンクリートブロック、水道メータ（部品含む）等
			08	建築材料	建築金物、大工道具、工具、塗料・錆止め、建具資材、内外装資材等
			09	仮設資材	組立ハウス、簡易物置、簡易車庫、仮設トイレ、仮設用材料、シャッター等
			10	道路標識等	道路標識、電照式標識、カーブミラー、バリケード、セーフティコーン、保安灯、ポール（消火栓用・除雪用）等

資格 種類	営業品目			品目例
	大分類		小分類	
	19	工事・造園用材料類	11 ゴム製品	サクシオンホース、塩ビ管、パッキン類（水道用含む）、ベルト、防震ゴム、オイルフェンス、ゴムマット、鋳鉄管接手用ゴム輪、ゴム製可撓伸縮管、水道章標、管明示テープ等
			12 造園資材	種苗、樹木、芝、草花、用土、肥料、園芸用品、冬囲い用品（縄、むしろ、竹等）等
			13 公園設備	遊具、ベンチ等
	20	薬品類	01 医薬品	医療用薬品、家庭薬、ワクチン、検査試薬、動物医薬品等
			02 工業薬品	高分子凝集剤、消泡剤、アルコール製剤、尿素、塩化第二鉄、水酸化ナトリウム、次亜塩素酸ナトリウム、炭酸ナトリウム、硫酸アルミニウム、消石灰、活性炭、固形塩素、珪藻土、合成塩酸、ボイラー水処理剤・冷却水処理剤・井水・下水処理剤、防食剤、硫酸、流出油処理、分析用試薬、リン酸、アルコール等
			03 防疫剤	殺虫剤、殺鼠剤、除草剤、農薬等
			04 防滑剤・融雪剤	プラスチック分解防滑剤、乾燥砕石、融雪剤、凍結防止剤等
	21	エネルギー類	01 石油製品	ガソリン、軽油、灯油、重油、潤滑油等
			02 ガス類その他	L Pガス、酸素ガス、溶解アセチレンガス、石炭・コークス、木炭・薪、バイオディーゼル、木質ペレット等
	22	車両類	01 自動車・原動機付自転車	普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車（ゴミ収集車、消防車両等）、小型特殊自動車（トラクター、フォークリフト等）、第1種・第2種原動機付自転車（ミニバイク等）
			02 自転車・雑車	自転車、乳母車、リヤカー、車いす、一輪車等
			03 車両部品	部品、タイヤ（更生タイヤ含む）、バッテリー、電装品、自動車用品、排気ガス浄化装置等
	23	その他の物品	01 映像機材	カメラ、撮影機、映写機、写真材料、フィルム等
			02 ミシン・時計	ミシン、時計、貴金属、メガネ等
			03 バッジ・カップ・記念品	バッジ・メダル、カップ・トロフィー・盾、金杯・銀杯、制服付属品、記念品・贈答品（各種カタログ）、額縁等
			04 荒物雑貨・清掃用品	家庭用金物類、清掃用具・用品、石鹼・洗剤類、ワックス類、紙・繊維製雑貨類、ロープ、ホース、ビニールシート等
			05 天幕・旗	天幕、旗・のぼり、緞帳、暗幕等
			06 看板等	看板、横断幕、懸垂幕、掲示板・標示板（アクリル製を含む）等
			07 防災用品	避難・救助器具、消火器（薬品の詰替を含む）、防災用品・防災資機材、夜光衣料、防災用フィルム等
			08 指定ごみ袋の製造	足寄町指定ごみ袋の製造
			09 その他の物品	（上記のいずれにも属さない物品）段ボール製品、発泡スチロール製品、容器・タンク類、ごみ袋、買い物袋、ガラス、道路清掃車両部品・装置、発煙筒、食品関係、生ゴミ処理装置、選挙用機材等
	24	不要物品買受け	01 不要物品買受け	鉄・非鉄屑、紙、廃油、焼却灰、機械、自転車、自動車、繊維屑等
	25	賃貸借	01 O A 機器・通信機器関連賃貸借	コンピューター及び周辺機器、複写機、印刷機、複合機、ファクシミリ、通信機器、携帯電話、無線連絡装置（インターカム含む）、システム一式、ソフトウェア等
			02 機械・機具賃貸借	工作機械・機具、建設機械・機具、農業用機械・機具、工芸用機器、移動式小型融雪機、発電機・ポンプ、除雪機、医療・検査・分析機器、空気清浄機（分煙機）、自動封緘機、電光掲示板、音響・映像機器、デジタルイメージプリンター、自動券売機等
			03 その他賃貸借	（上記のいずれにも属さない賃貸借）電気設備、生ゴミ堆肥化設備、汚泥脱水設備、自動車、家電製品、楽器、植木、仮設ハウス・トイレ、バイオトイレ、屋内外美化清掃用品、撮影機材等

II 役務の提供に係る契約

資格の種類	営業品目		品目例	《必須》営業許可等・資格等
警備業務	5001	常駐警備	施設警備	・警備業認定 ・営業所設置等届 ・機械警備業務開始届(機械警備のみ)
	5002	機械警備		
建築物清掃業務	5003	建築物清掃	庁舎・施設清掃	・建築物清掃業登録又は建築物環境衛生総合管理業登録。ただし、登録がない場合、建築物清掃業を引き続き1年以上営んでおり、当該業務の実績を有する場合については、この限りではない(登録がない場合は実績表を添付してください。) ・清掃員5人以上
ボイラー等運転操作業務	5004	ボイラー等運転操作	ボイラー等設備の運転・操作	・ボイラー技士2人以上 ・ボイラー整備士 ・危険物取扱者2人以上
電気保安管理業務	5005	電気保安管理		・電気主任技術者
消防設備点検業務	5006	消防設備点検		・消防設備士又は消防設備点検資格者（再講習受講期限の延長承認を受けている場合は、承認書の写しも添付してください。）
バス運行業務	5007	バス運行	公営バス運行、スクールバス運行	・一般旅客自動車運送事業許可 ・運行管理者資格者 ・整備管理者届（届出が必要な場合） ・大型自動車第二種免許
給食搬送業務	5008	給食搬送		・一般旅客自動車運送事業許可又は一般貨物自動車運送事業許可 ・運行管理者資格者・整備管理者届（届出が必要な場合） ・普通自動車を運転することができる免許
公園維持清掃業務	5009	公園維持清掃		・造園施工管理技士又は造園技能士
浄化槽管理業務	5010	浄化槽保守点検		・浄化槽保守点検業者登録（北海道）
	5011	浄化槽清掃		・一般廃棄物処理業許可（足寄町） ・浄化槽清掃業許可（足寄町）
下水道処理施設運転業務	5012	下水道処理施設運転		・下水道処理施設維持管理業者登録
車両点検修理業務	5013	車両点検修理	車検、法定点検、整備	・自動車特定整備事業認証
その他業務	5014	施設維持管理		
	5015	システム開発・保守	システム及びソフトウェアの開発・保守等	
	5016	水道漏水調査		
	5017	下水道管渠清掃調査		
	5018	エレベータ保守点検		・昇降機等検査員
	5019	設備保守点検	給排水設備保守、空調設備保守、冷暖房設備保守等	
	5020	機器保守点検	計装設備保守点検等	
	5021	その他		（上記のいずれにも属さない業務） ※業務内容を具体的に記載し、必要な資格等がある場合は、有資格者であることがわかる書類の写しを添付してください。

足寄町役場 総務課 契約財産室

〒089-3797

北海道足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1

☎ 0156-28-3853（内線342）

FAX 0156-25-2488（代表）

公式HP <https://www.town.ashoro.hokkaido.jp>